

今治市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱

平成 28 年 3 月 31 日制定

今治市要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、今治市補助金交付規則（平成 17 年今治市規則第 53 号）に定めるもののほか、県外からの移住を促進し、人口減少の抑制と集落機能の維持及び存続を図るため、「若者人材」の確保・定着の促進策として、移住者が行う住宅の改修等に要する費用に対し、予算の範囲内で今治市移住者住宅改修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 指定地域 人口減少率が著しい地域及び国の地域振興関連法において指定する別表第 1 に定める地域をいう。

(2) 空き家 原則として、移住者が愛媛県空き家情報バンク、市空き家バンク又は市長が市空き家バンクに準ずるものとして認めたもの（以下「空き家バンク」という。）に登録された一戸建て物件をいう。

(3) 移住者 県外（日本国内に限る。）から県内に住民票を異動した者（県内の高等学校、大学、高等専門学校等への就学、所属企業等の業務命令に基づく転勤、所属企業と関連のある企業等への赴任などの定住が見込まれない理由によるものは除く。）

(4) 働き手世帯 補助金の交付申請日において構成員のうち少なくとも 1 人が 18 歳以上 60 歳未満である世帯をいう。

(5) 子育て世帯 働き手世帯であつてかつ、補助金の交付申請日が属する年度の 4 月 1 日時点において 18 歳未満の子（ただし、当該年度の 4 月 2 日が 18 歳の誕生日の者を含む）がいる世帯をいう。

(補助対象)

第 3 条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「補助対象者」という。）が居住を目的として購入し、又は賃借した空き家を改修する事業（50 万円未満のものは除く。以下「住宅の改修」という。）及び当該空き家に居住するために不要な家具等を搬出する事業（5 万円未満のものは除く。以下「家財道具の搬出等」という。）とする。

(1) 令和 2 年 4 月 1 日以後の移住者であつて市内に住所を有する者又は市の地域おこし協力隊として委嘱された者若しくはその退任者で市内に住所を有するもの

(2) 購入し、又は賃借した空き家に 5 年以上居住する意思を有する者

(3) 働き手世帯に属する者

(4) 本人及び同一世帯に属する者が前住所地を含め市町村税（市町村民税及び固定資産税をいう。）を滞納していない者

(5) 過去に当該補助金の交付を受けたことがない者

(6) 当該空き家の改修等を行うことができる権原を有している者

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの要綱により補助を受けて改修した空き家を対象とした事業は、補助の対象としない。

(補助対象経費及び補助率等)

第 4 条 補助対象経費及び補助率等は、別表第 2 のとおりとする。

2 原則として、市内の施工業者（市内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業者）とする。

3 補助対象事業が、他の補助制度による補助金を受ける場合においては、当該他の補助制度の交付の対象となった事業に係る経費は、補助対象経費から差し引かなければならない。
(募集)

第5条 市長は、期間を定めて補助事業を行うものを募集することができる。

2 前項の規定により募集をしたときは、その選考などの結果に基づき補助金の申請をすることができる。ただし、募集を行わなかったときその他市長が別に定めるときは、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、今治市移住者住宅改修支援事業費補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 世帯員全員の住民票
- (2) 誓約書
- (3) 市税納税証明書(同一世帯の納税義務者を含む)
- (4) 申請者が補助対象物件に係る住宅の改修等を行うことができる権原を有することを証明する書類
- (5) 補助対象事業費の算出根拠
- (6) 住宅の図面(配置図及び平面図)
- (7) 現況写真
- (8) 他の公的助成制度利用の場合は、その制度の申請書の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、今治市移住者住宅改修支援事業費補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ今治市移住者住宅改修支援事業変更承認申請書(別記様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更についてはこの限りでない。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき。
- (2) 事業費の20%を超える変更をしようとするとき。

2 前項の規定により市長が承認したときは、今治市移住者住宅改修支援補助事業変更承認通知書(別記様式第4号)により通知する。

(補助事業の中止及び廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ今治市移住者住宅改修支援事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による事業の中止(廃止)を承認した場合は、今治市移住者住宅改修支援事業費補助金交付決定取消通知書(別記様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに今治市移住者住宅改修支援事業実績報告書(別記様式第7号)に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯員全員の住民票
- (2) 補助対象経費の明細書
- (3) 補助対象経費の支払いが確認できる書類の写し
- (4) 完成写真
- (5) 他の公的助成制度利用の場合は、その制度の完了報告書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて、調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、今治市移住者住宅改修支援事業費補助金交付額確定通知書（別記様式第8号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、今治市移住者住宅改修支援事業費補助金交付請求書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による請求書を受領した場合は、補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第14条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第15条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により市長に提出した書類に誤りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の執行について、不正の行為があったとき。
- (4) 補助対象住宅を補助金の確定を受けた日から5年を越えない間に取り壊し、第三者に賃貸し、又は売却したとき。
- (5) 補助金の確定を受けた日から5年を越えない間に転居又は転出したとき。

(加算金)

第17条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

4 第1項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金)

第18条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

3 前条第4項の規定は、第1項の延滞金について準用する。

(関係書類の保管)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 26 日今治市要綱)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の今治市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るものに適用し、同日までの申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成 31 年 4 月 1 日今治市要綱)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則 (令和 2 年 3 月 27 日今治市要綱)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の今治市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日までの申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和 4 年 3 月 28 日今治市要綱)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の今治市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日までの申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の今治市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日までの申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の今治市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日までの申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月31日今治市要綱)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の今治市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日までの申請に係るものについては、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

		地域
① 人口減少率が著しい地域		九和小学校区に属する地域
		菊間小学校区に属する地域
		亀岡小学校区に属する地域
		吉海小学校区に属する地域
		宮窪小学校区に属する地域
		上浦小学校区に属する地域
		大三島小学校区に属する地域
② 国の地域振興関連法において指定する地域	(ア) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域（同法44条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）	旧菊間町、旧吉海町、旧宮窪町、旧伯方町、旧上浦町、旧大三島町、旧関前村の地域
	(イ) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域	旧龍岡村の地域
	(ウ) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施域	来島、小島、馬島、比岐島、津島、鶯島、大下島、小大下島

別表第2（第4条関係）

補助対象経費			補助率	補助金限度額	
				指定地域	左記以外の地域
住宅の改修	木工事	部屋の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁等の変更等	補助対象経費の2/3 (1,000円未満の端数切捨て) ※補助金限度額と比較して、いずれか低い方の額を補助金額とする。	(1)働き手世帯 150万円 (2)子育て世帯 ①18歳未満の子が1人の場合 300万円 ②18歳未満の子が2人の場合 400万円 ③18歳未満の子が3人以上の場合 500万円	(1)働き手世帯 100万円 (2)子育て世帯 ①18歳未満の子が1人の場合 200万円 ②18歳未満の子が2人の場合 300万円 ③18歳未満の子が3人以上の場合 400万円
	屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等			
	サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等			
	建具工事	各種建具（ドアノブ、鍵、戸車、レール等）取替え等			
	内装工事	床、天井、壁等のクロス貼替え等			
	外装工事	外壁の改修、張替え、塗替え、コーキング補修等			
	塗装工事	屋根・外部鉄部塗替え等			
	左官タイル工事	室内壁塗替え、内外タイル貼替え補修等			
	給排水設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事等			
	電気設備工事	老朽電気配線、コンセントの取替え等			
	エクステリア工事	住宅と一体化しているテラス及びベランダの設置、改修等			
	省エネ設備工事	住宅に組み込まれる省エネ設備の設置工事（家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備等）			
外構工事等	車庫、物置、倉庫、門扉、壁等の工事及び植樹、剪定、除草等の植栽工事（住宅本体の改修と合わせて行うものに限る。）				
家財道具の搬出等	入居又は住宅の改修のために不要な家財道具の搬出入、処分又は清掃	補助対象経費の2/3 (1,000円未満の端数切捨て) ※補助金限度額と比較して、い	25万円	20万円	

		れか低い方の額を補助金額とする。		
--	--	------------------	--	--

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者 住所
氏名
電話番号

今治市移住者住宅改修支援事業費補助金交付申請書

今治市移住者住宅改修支援事業について、同補助金の交付を受けたいので、今治市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金申請額 ¥ _____
- 2 事業区分 (住宅の改修 家財道具の搬出等)
- 3 添付書類
 - (1) 世帯員全員の住民票
 - (2) 誓約書
 - (3) 市町村税納税証明書（同一世帯の納税義務者を含む）
 - (4) 申請者が補助対象物件に係る住宅の改修等を行うことができる権限を有すること
を証明する書類
 - (5) 補助対象事業費の算出根拠
 - (6) 住宅の図面（配置図及び平面図）
 - (7) 現況写真
 - (8) 他の公的助成制度利用の場合は、その制度の申請書の写し
 - (9) その他市長が必要と認める書類

(別紙様式1)

今治市移住者住宅改修支援事業 事業計画書

1 収支予算

(住宅改修)

収入		支出	
費目	金額	費目	金額
市補助金	円	住宅改修経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

(家財道具搬出等)

収入		支出	
費目	金額	費目	金額
市補助金	円	家財道具搬出等 経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

(合計)

収入		支出	
費目	金額	費目	金額
市補助金	円	住宅改修、家財道 具搬出等経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

2 申請者 (住宅改修等実施者)

氏名		年齢	
現住所			
電話番号			
メールアドレス			
移住の時期			
移住前の住所			
移住の理由			
世帯構成 (年齢)			
世帯の種別	<input type="checkbox"/> 働き手世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯 (18歳未満の子 人)		

※18歳未満の子の人数は申請年度の4月1日現在の年齢で記入

(別紙様式 2)

誓 約 書

(宛先) 今治市長

申請者 住所
氏名

(署名又は押印)

今治市移住者住宅改修支援事業費補助金の申請にあたり、下記の事項について相違ないことを誓約します。

記

- 1 本事業により改修等を行った住宅に、補助金額の確定通知があった日から5年以上継続して居住します。
- 2 本事業により改修等を行った住宅を、補助金額の確定通知があった日から5年未満に取り壊し、売却、賃貸等を行いません。
- 3 今治市が住民基本台帳等で上記1及び2の事項を満たしているか調査することについて同意いたします。
- 4 改修等が完了した日以後、1ヶ月以内に入居します。
- 5 県内の高等学校・大学・高等専門学校等への就学、所属企業等の業務命令に基づく転勤所属企業と関連のある企業等への赴任等ではありません。
- 6 補助金交付要綱を遵守し、以上の事項に違反又は事実と相違することがあったときは、今治市から受けた補助金の一部、又は全部を直ちに返還します。
- 7 前項の返還を行う場合には、受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付します。
- 8 今治市が指定する期日までに要綱第16条に基づく返還がなされない場合には、今治市が関係行政機関及び関係金融機関等に対し、私の所得・財産調査等を実施することに同意します。
- 9 前項の場合においては、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付します。

今治市指令記号第 号
年 月 日

補助事業者名 様

今治市長

今治市移住者住宅改修支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで補助金交付申請のあった今治市移住者住宅改修支援事業費補助金について、今治市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次の条件を付けて金 円を交付します。

- 1 今治市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱等を遵守すること。
- 2 この補助金は、申請の目的以外に使用してはならない。
- 3 この補助金の使途が申請の目的に違反すると認めたときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- 4 この補助金の使途については、今治市監査委員等の監査を受けることがある。
- 5 この事業終了後は、速やかに今治市移住者住宅改修支援事業実績報告書を提出しなければならない。

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者 住所
氏名
電話番号

今治市移住者住宅改修支援事業変更承認申請書

年 月 日付け（記号）第 号で補助金の交付決定の通知を受けた標記補助金について、内容に変更が生じたので、今治市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 変更申請額

既交付決定額	¥ _____
変更後の申請額	¥ _____
差引増減額	¥ _____

4 添付書類

- （1） 変更の内容を示す書類（変更後の設計図面、見積書、契約書等の写し）
- （2） その他市長が必要と認める書類

別記様式第4号（第8条関係）

今治市移住者住宅改修支援事業変更承認通知書

今治市指令記号第 号
年 月 日

補助事業者名 様

今治市長

年 月 日付けをもって変更承認申請のありました今治市移住者住宅改修支援事業費補助金については、今治市移住者住宅改修支援補助事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり変更することを承認したので通知する。

記

1 変更承認の内容

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者 住所
氏名
電話番号

今治市移住者住宅改修支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け（記号）第 号で補助金の交付決定の通知を受けた標記事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、今治市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の内容
- 3 中止期間（廃止の時期）

別記様式第6号（第9条関係）

今治市移住者住宅改修支援事業費補助金交付決定取消通知書

今治市指令記号第 号
年 月 日

補助事業者名 様

今治市長

年 月 日付け（記号）第 号をもって交付決定のあった今治市移住者住宅改修支援事業費補助金については、次の理由により取り消すことに決定しましたので通知します。

〔取消の理由〕

(別紙様式3)

今治市移住者住宅改修支援事業 事業実績書

1 収支決算
(住宅改修)

収入		支出	
費目	金額	費目	金額
市補助金	円	住宅改修経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

(家財道具搬出等)

収入		支出	
費目	金額	費目	金額
市補助金	円	家財道具搬出等 経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

(合計)

収入		支出	
費目	金額	費目	金額
市補助金	円	住宅改修、家財道 具搬出等経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

2 事業実績

事業実施場所 (物件の所在地)	
住宅の構造等	構造 : <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 鉄骨コン <input type="checkbox"/> その他 ()
	階数 : <input type="checkbox"/> 平屋 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> 3階 <input type="checkbox"/> その他 ()
	形式 : <input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 [<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> その他 ()]
申請者の区分	<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> その他 ()
実施内容	(住宅の改修) <input type="checkbox"/> 木工事 <input type="checkbox"/> 屋根工事 <input type="checkbox"/> サッシ工事 <input type="checkbox"/> 建具工事 <input type="checkbox"/> 内装工事 <input type="checkbox"/> 外装工事 <input type="checkbox"/> 塗装工事 <input type="checkbox"/> 左官タイル工事 <input type="checkbox"/> 給排水設備工事 <input type="checkbox"/> 電気設備工事 <input type="checkbox"/> エクステリア工事 <input type="checkbox"/> 省エネ設備工事 <input type="checkbox"/> 外構工事等 <input type="checkbox"/> その他 (補助対象外)
	(家財道具の搬出等) <input type="checkbox"/> 搬出入 <input type="checkbox"/> 処分 <input type="checkbox"/> 清掃
請負業者	所在地 (住所) 業者名 (代表者氏名)
実施予定期間	着工 年 月 日、竣工 年 月 日
他の公的助成制度	<input type="checkbox"/> 利用あり (補助金名 : 受給日 : 補助額 : 円) <input type="checkbox"/> 利用なし

別記様式第 8 号（第 11 条関係）

今治市指令記号第 号
年 月 日

補助事業者名 様

今治市長

今治市移住者住宅改修支援事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった今治市移住者住宅改修支援事業費補助金
について、今治市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、次の
とおり補助金交付額を決定したので通知します。

補助金確定額 金 _____ 円

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者 住所
氏名
電話番号

今治市移住者住宅改修支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け（記号）第 号で補助金の確定通知があった標記補助金について、今治市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定額 ￥ _____
- 2 交付確定額 ￥ _____
- 3 交付請求額 ￥ _____

【口座振込先】

金融機関名	銀行・金庫	支店
預金種別	普通	当座
口座番号		
ふりがな 口座名義人		

※口座名義人は申請者（請求者）と同一であること。